

のるものか うまい話と くちぐるま

～悪質商法から身を守るために～



悪質商法の手口は、年々巧妙になってきており、被害に遭わないようにするには、皆さん一人一人がしっかりした心構えをもつことが最も大切です。業者からの勧誘を受けたり、契約するときは、次の「悪質商法撃退10か条」を参考にしてください。

- ・何の用？ しっかり聞こう 身分と用件
- ・おかしいと 思ったときは ドア閉めて
- ・もうかります そんな言葉に ご用心
- ・あやしいぞ 人のフトコロ聞く 業者
- ・勇気出し はっきり言おう いりません
- ・しつこいな そんな相手は 110番
- ・迷ったら 一人で悩まず まず相談
- ・サインして あとでしまった もう遅い
- ・契約は してもお金は 後払い
- ・あなたです！ 自分の財産 守るのは



平田だより

西警察署
平田交番
☎531-0110

平田学区 犯罪発生状況

侵入盗 (令和6年1月～4月暫定)	0件
自動車盗	0件
自転車盗	4件
車上ねらい	1件
部品ねらい	1件
特殊詐欺	0件

浮野学区 犯罪発生状況

侵入盗 (令和6年1月～4月暫定)	0件
自動車盗	0件
自転車盗	2件
車上ねらい	0件
部品ねらい	1件
特殊詐欺	0件

身につけよう 交通ルールと ヘルメット

自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、罰則が科せられることがあります。また、自転車の乗り方によっては、相手にけがをさせる凶器ともなります。自転車安全利用五則を始めとする自転車の交通ルールを正しく守りましょう。

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



正義と生きる
正義と出あう



採用情報
ウェブページ

